

岸和田市農業委員会
第15回（令和6年9月）総会議事録

- 1 日 時 令和6年9月6日（金） 午後1時30分～午後2時10分
- 2 場 所 桜台市民センター 3階 講座室4
- 3 議案（その1）
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画の要請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について
 - 議案第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第5号 引き続き認定都市農地貸付けを行っている旨の証明について
- 4 議案（その2）
 - 報告第1号 専決処分の報告について
 - （専決処分第1号）農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について
 - （専決処分第2号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
 - （専決処分第3号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

5 出席委員 13 名（定数 14 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 11 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

谷藤 栄一委員、小山 藤夫委員

7 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、伊勢主査

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第15回総会を始めさせていただきます。

本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員14名の内13名、推進委員12名の内11名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

8番 塚本 敏雄委員、11番 坂田 正行委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書(その1)1ページをお願いいたします。本件は、一覧表のとおり農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定が1件、農地の所有権移転が1件、計2件です。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審議した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。

只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第1号1番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第1号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる9月3日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第１号２番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第１号２番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる９月５日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第１号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第２号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第２号についてご説明致します。

議案書（その１）２ページをお願い致します。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が提出され、一般社団法人大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項に基づき、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、２ページ・３ページの一覧表のとおり２件で、１番の設定する利用権は賃借権で期間は令和６年１１月１日から令和９年１月３１日まで、２番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和６年１１月１日から令和１３年１０月３１日まででございます。

事務局 事前に行われた（有真香）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第2号1番・2番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第2号1番・2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる9月5日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 有真香地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第3号についてご説明いたします。

議案書（その1）4ページをお願いいたします。

本件は、農地法第5条の規定による許可申請で、譲受人は精密板金加工業を営んでおり、加工材の搬入・搬出用トラックの待機・駐車スペース及び露天資材置場の確保が難しく手狭な状況のため、譲受人の本社に隣接している申請地を露天駐車場及び露天資材置場に転用するものでございます。申請者は他の候補地も検討されており、立地等の諸条件から代替性はないものと判断されてございます。

農地区分については、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地であると判断しております。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、添付書類についても具備しており、

要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第3号1番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会 会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる9月4日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、許可やむを得ないものと認め承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 (南掃守)地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案3号は原案のとおり承認し意見聴取することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認し、意見聴取することに決しました。

次に、議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第4号についてご説明致します。

議案書(その1)5ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、5ページ一覧表のとおり2件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第４号１番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第４号１番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

議長 本件に関しまして、さる９月３日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第４号２番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第４号２番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

議長 本件に関しまして、さる９月４日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第４号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり証明するものとして決しました。

次に、議案５号「引き続き認定都市農地貸付けを行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第５号についてご説明致します。

議案書（その１）６ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第７０条の６の４第１項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けている者が適用農地で、引き続き認定都市農地の貸付けを行っている旨の証明が、６ページの一覧表のとおり１件でございます。

事前に行われた山直下地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。 以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第 5 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 9 月 4 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

議長 以上でございます。

議長 山直下地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 5 号は原案のとおり証明するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり証明するものと決しました。

次に、議案書（その 2）専決処分の報告に移ります。

報告第 1 号「専決処分の報告」を一括して報告致します。報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その 2）報告第 1 号についてご説明致します。

議案書（その 2） 1 ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第 19 条により、専決処分を行なった内容で、令和 6 年 7 月 21 日から令和 6 年 8 月 20 日までの報告となります。

2 ページをお願い致します。専決処分第 1 号「農地法第 18 条第 6 項による解約通知確認について」ですが、2 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したもので令和 6 年 7 月 31 日に専決処分を行いました。

次に 3 ページをお願いします。専決処分第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について」は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたものです。

4 ページの一覧表のとおり、7 月 21 日から 7 月 31 日までに届出があり、令和 6 年 8 月 5 日に専決処分を行なった内容が 2 件です。5 ページの一覧表のとおり、8 月 1 日から 8 月 10 日までに届出がなされ、令和 6 年 8 月 15 日に専決処分を行なった内容が 3 件です。

次に 6 ページをお願いします。専決処分第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について」は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので・8 月 1 日から 8 月 10 日までに届出がなされ、令和 6 年 8 月 15 日に専決処分を行なった所有権移転が 7 ページの一覧表のとおり 1 件、8 ページの一覧表のとおり使用貸借権は 1 件でございます。

以上、専決処分報告第 1 号から第 3 号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。よって会長が専決処分したものであります。 以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員 なし

議長 特段ないようですので、これで第 15 回総会の議事を終了いたします。

令和 6 年 9 月 6 日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 塚 本 敏 雄

委 員 坂 田 正 行